

日本労働年鑑 第25集 1953年版
The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第三章 失業者の斗争

(一)

一九五一年における失業者の状態については、すでに第一部第二編でふれたとおりである。そして、そこでの結論は、政府統計のいくつかの数字によると、一般的に失業者数が停滞ないし減少しているということであった。

しかし、このことからただちに、わが国の直面する失業問題を楽観することは誤りであろう。一九五一年の一年間に、むしろ、失業情勢はいっそう深刻化し、失業者の闘争も激化した。

朝鮮の戦争に対応しつつ、多数の失業者が、軍需産業部門に臨時工(あるいは社外工)として吸収されたことはこの年の重要な特徴である。経済安定本部がおこなっている「雇用状態調査」によれば、常用工・臨時工・社外工・日雇の、一九五〇年六月(開戦直前)を一〇〇とする人員増加指数は、第二三二表のとおりである。この調査も、休戦会談の開始前後までに、常用工とくらべ、臨時工、社外工、日雇が急増した傾向を物語っている。したがって臨時工の労働条件改善をめざす闘争は、失業者の闘争と密接な関連のもとに理解されねばならない。

全員を本工にきりかえさせた寶酒造臨時工組合の闘争(一月)、本工との統一行動をよびかけ共同の機関紙を発行した岩崎通信機臨時工の闘争(三月)、くびきを承認した組合幹部に反対し、職場から交渉委員をおくりだした中山製鋼臨時工の闘争(七月)などにさいして掲げられた諸要求は、同時に全失業者の切実な要求でもあった。

だが、臨時工の闘争(本工との統一闘争)は、各種の困難な条件によって発展がさまたげられ、一九五一年においては、前述のようないくつかの芽ばえを除いては、まだみるべきものがなかった。失業者の闘争の主要舞台は、やはり、日雇労働者の求職闘争にあったといえよう。

(二)

一九五一年における日雇労働者の求職闘争は、労働省失業対策課の調査(第二三三表)によれば、発生件数八、五〇八件、参加人員三九九、二三六人であり、とくに越年闘争の激化した一二月においては発生件数一、三九六件(前年同月より八一件減)、参加人員一〇八、三七六人(前年同月より三〇、七九七人増)をかぞえ、発生件数の減少にもかかわらず、参加人員はかつてないほどの多数に達した。

その求職闘争にさいしての要求事項は、第二三四表のとおりである。すなわち、この不完全な統計によっても「賃金値上、手当支給有給休暇」の要求が総数の四〇・四%を占めて第一位、「完全就労、失業対策事業の拡大」の要求が総数の二五・八%を占めて第二位となっており一九五〇年と一、二位が交替している点が注目される。また一九五一年は、登録紹介方法についての要求増加

が特徴的である。

交渉をうけた官公署別においては、前年とおなじように、公共職業安定所がもっとも多く三、六四五件であり、総数の五二・〇%を占めている。しかし、越年闘争の激化した一二月だけは、交渉をうけた市町村が五七六件で総数の四一・一%を占め第一位であり、自治体を主要目標にした越年闘争の性格を示している。

また、これらの求職闘争で、「暴行」、「脅迫」、「坐りこみ」、「公安条令違反」、「政令三二五号違反」、「公務執行妨害」などの理由により、当局が不法とみなし、弾圧を加えた事件は四一六件にのぼった。そして、うち九五件は被検挙者をだし、その総数は六八七人におよんだ。いわゆる「不法」事件がもっとも頻発したのは広島県で東京都、京都府、大阪府がこれについている(第二三六表)。

(三)

一九五一年における日雇労働者の闘争は、ほぼつぎの五期に分けることができる。

第一期 一月――三月

完全就労、P・Wの改訂、賃金値上げ要求

第二期 四月――五月

地方選挙、メーデー闘争

第三期 六月――七月

降雨就労・お盆手当要求・平和擁護運動の活発化――夏季攻勢へ

第四期 八月――一〇月

夏季攻勢――弾圧の激化、全日土建大会

第五期 十一月――二月

越年闘争

以下、各期ごとに、日雇労働者の闘争を概観しよう。

第一期

大橋法務総裁は、一九五一年一月六日の車中談で、日雇労働者を「不逞無頼の徒」とよび、共産党はその「徒党」であるから非合法化すべきであると主張し、同じような観点から朝鮮人を本国に強制送還し、資産を凍結すると述べたが、これに対して、一月二一日、東京五反田自由労働組合は、つぎのような抗議文を發表した。

大橋法務総裁は、いかなる根拠によってわれわれ自由労働者を不逞無頼の徒と罵るのであるか。われわれは大橋総裁の属する自由党政府の悪政の犠牲者として生業を失った失業者であり、その政府はわれわれに僅か二四〇円という低賃金を押しつけ、毎日大量の Apre を強制し、まったく生存することのできないほど悪い状態におとしいている。しかも、われわれが憲法に保証されたとおり、自己の生活を守るために組合をつくり、賃金値上げ、Apre 反対、正月にはモチ代よこせなどの要求を掲げて当局と交渉すれば、大橋総裁の属する政府やその機関はわれわれの切実な要求にまじめに考慮を払うどころか、警察を動員して暴力をもって弾圧しているではないか。いったいなにをもってわれわれを不逞無頼の徒というのか。むしろ、われわれは大橋総裁の指導する警官隊こそ、不逞、無頼の徒といいうる多くの根拠をもっているものである。

このように、一九五一年にも、支配者に対するもっとも尖鋭な大衆組織の一として、日雇労働者の組合が登場した。神奈川県鶴見の日雇労働者は、一月下旬、日本を訪れたダレス使節団に、「私たちは月収全部を消費しても食生活にたりない奴隷的飢餓状態に苦しんでいます。どうか二度と原爆の苦しみを日本人に味わさせないでください」という要請文を提出している。

第一期の闘争は、二月後半に本格化し、大衆的な規模でおこなわれるようになった。東京都では「アブレ反対共同闘争委員会」が、都労働局長に、つぎのような要求を提出した。

- (1) アブレをなくせ
- (2) 三月の日曜就労を実施せよ
- (3) 賃金を三五〇円にあげろ
- (4) 情報連絡員設置反対
- (5) 班長、連絡員をへらせ
- (6) 手帳とりあげ反対
- (7) 失業対策事業打切り反対
- (8) 賃金格付の具体案を示せ

全国的に闘争は激化し、とくに二月一七日の東京大森公共職業安定所におけるアブレ反対闘争(被検挙者一名)、二月二〇日の函館市役所における賃金値上げ要求(被検挙者二名)、三月一日の東京大森公共職業安定所における紹介時間くりあげ反対闘争(被検挙者四名)、三月五日の福島県植田土木監督所における就労時間短縮要求、三月一六日の立川公共職業安定所における現場固定と整理票とりあげ反対闘争などが注目された。

一方、一月一〇日、一般職種別賃金(P・W)の改訂が発表され一応、陸上運送関係は四九・四%、港湾関係は一九・一%の値上げになっているにもかかわらず、土建関係は六・五%という最低の値上げ率に押えられたため不満が強かったが、これに対しては、ほとんど効果的な闘争が組織されなかった。日雇労働者は、このP・W改訂が、土建関係の賃金値上げを低率に押えたのは、政府が失業対策事業関係労働者の賃金に影響することを恐れたためであるとみなしていた。

以上の第一期闘争をかえりみて、全日土建一般労組では、つぎのように評価している(第六回大会の報告)。

職場の辛さ、労働強化、生活苦など、その生活実態からだんこ要求し、しかも、この苦しみや、P・W改訂にみられる低賃金政策が、戦争屋の政策である点を明確に把握して闘いが組まれなかったために、いままでにない大賃上要求でありながら、全日土建自由労働者を一丸とした統一闘争にならず、他労組との共闘も不十分であった。ことに、全体的に市民の支持がまったく乏しく、加えて政府、県、市、新聞、ラジオの為にする悪宣伝のなかで、われわれの市民への働きかけはきわめて消極的であったので、かえって反感さえかったところがすくなかった。

第二期

四月から五月にかけての日雇労働者の闘争は他の各労働組合と歩調をそろえて、地方選挙とメーデーに主力がそそがれた。

東京土建一般労組は、四月一〇日の執行委員会において、地方選挙対策について、つぎのような決定をしている。

自由党の単独講和、再軍備政策と闘うため、全面講和、再軍備反対で闘う代表は、思想、所属団体の系統のいかんを問わず統一候補として推し、これを当選させるために闘う。

そして、全国的にみると、全日土建一般労組の組合員中より、府議一名(京都)市議三名(神戸、松本、津)、区議二名(東京)を当選させ、また全国の町・村議会にも相当数の議員をおくった。このことは、とくに政府に衝撃をあたえ、労働省は、失業対策事業の「本旨」からみて地方議員に当選した者を継続就労させる必要はないとの方針をたてた。そして、地方議員(失業者闘争の指導的人物)の継続就労を要求する日雇労働者と対立し、立川公共職業安定所小金井寄場では、二〇日間にわたって紹介業務が停滞した。

メーデーを中心とする日雇労働者の主要な闘争は、四月三日の塩釜公共職業安定所における紹介方法改善要求(約三〇〇名参加)、四月四日の松本公共職業安定所における生活資金要求(約四〇〇名参加)四月五日の天津公共職業安定所における賃金値上げ要求(約四〇〇名参加)、四月七日から一週間にわたり七五名が参加した舞鶴市における賃金値上げ要求ハンスト、四月一三日の天津公共職業安定所における紹介方法改善要求(約四〇〇名参加)、四月二五日の京都西陣公共職業安定所における賃金値上げ要求(約四〇〇名参加)、メーデー当日の立川、大津、京都七条各公共職業安定所における闘争(メーデー有給休暇の要求など)、五月一四日および一九日の清水公共職業安定所における賃金値上げ要求(それぞれ約四五〇名参加)、五月三〇日の岡山公共職業安定所における賃金値上げ要求(約三五〇名参加)である。

メーデー闘争を通じて、日雇労働者の戦線統一が初歩的に進展した。すなわち、その第一は全日土建(五万人)を中心に日本建設労組総連合(四万人、総評加盟)と全日本土建一般産業労組(一万人新産別加盟)が地方中立組合をふくめて全国土建労働組合会議を組織し(二月)、各地方ブロック会議の結成にまでのりだしたこと、第二は全日土建が全建設省労組、全港湾、自治労、特別調達庁労組、全建設技術者協会、住宅復興同盟などと建設産業労組協議会を組織し、運動をすすめたことである。

また、日本の労働者階級が、みずからの力ではじめてつくりあげた映画「どっこい生きている」に、東京の日雇労働者三万が直接協力したことの意義は大きい。

第三期

地方選挙、メーデー闘争が終ると、日雇労働者の闘争はいっそう活発化した。

五月初旬には、東京で全都日雇賃上共同闘争委員会が組織され、各公共職業安定所ごとに二名の代表者をだして都議会につぎのような請願をおこなっている。

- (1)失業対策事業の賃金を三五〇円にしてください。
- (2)生活困窮者である日雇の地方税を全免にしてください。
- (3)すべての物価値上げに反対します。
- (4)軍事基地建設作業に使わないでください。

これらの要求は、その後「降雨就労」、「お盆手当」、「輪番制(呼込紹介)反対」、「整理票とりあげ反対」、「現場の労務査察反対」、「日雇労働者への健康保険適用」などの諸要求と結合して、全国的な日雇労働者の夏季攻勢へ発展した、この夏季攻勢の注目すべき特徴は、すでに前掲の全都日雇賃上共闘の請願にもみられるとおり、当初から平和擁護運動がその軸をなしていた点である。

夏季攻勢が本格化したのは六月であった、例年ならば、この月は七月とともに梅雨対策が主要な関心事となるのであるが、ちょうど空梅雨気味だったことも手伝って、一般的に賃金値上げ闘争なしその準備に主力がおかれた。それでも、六月一四日の塩釜公共職業安定所における闘争、六月一六日の宇都宮・千葉両公共職業安定所における闘争、七月一〇日および一五日の豊橋公共職業安定所における闘争、七月一一日の大阪府庁における闘争、七月一三日の熊本市役所および高松公共職業安定所における闘争、七月一六日の鳥取公共職業安定所における闘争などは、「降雨就労」が主要目標とされていた。

お盆についての要求も、「降雨就労」などといっしょに、すでに六月末から各地でとりあげられていたが、七月には、これが闘争の一つの中心となり、一般的な賃金値上げ闘争の「突破口」として重視された。その要求の内容は「お盆手当の支給」、「お盆有給休暇」、「お盆半日就労・賃金全額支給」などであり、とくに七月一九日の京都府庁における闘争、七月二七日の京都市役所における闘争は、大規模なものとして注目された。

このころから、東京都などでは、いわゆる「輪番制」(呼込式希望配置)を実施し、それによって、(一)紹介業務の開始直前に公共職業安定所へゆけばよい、(二)おくれて来た者のわりこみを防ぐ、(三)顔役のはびこる余地がなくなる、と説明したが、日雇労働者は納得せず、アブレ反対闘争を強権で押える意図だとして、激しく抵抗した。なかでも、立川公共職業安定所における闘争は、七月二日から五日まで、大衆的規模で展開され、警察は二八名の日雇労働者を検挙し、これに応じて、公共職業安定所は指導的な日雇労働者の整理票をとりあげた。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
